

お知らせ

障がい者控除対象者の認定

問町民生活部健康福祉課 ☎(57) 4 1 7 3

野木町に住所があり、要介護認定を受けている方、またはその扶養者に、確定申告の際に所得控除を受けられる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

交付要件

①要介護3～5の認定を受けている方、常に就床(ねたきり)の認定を受けている方

認定

野木町障がい者控除対象者認定要綱「障がい者基準」により、所得控除を受けようとする対象者年12月31日現在(対象年中に亡くなられた方はその日付)の要介護認定などに基つき審査を行います。

交付

審査の結果、認定されると認定書を交付(郵送)します。

※平成23年分(平成23年12月31日付認定)以降であれば、平成27年分までの認定書も交付できます。

※対象者が対象年12月31日以前に亡くなられた場合は、亡くなった日の要介護認定に基づ

き認定書を交付します。
申来庁または郵送で健康福祉課にご申請ください。

※窓口で申請される場合は、印鑑と介護保険被保険者証が必ず要です。

※郵送で申請される場合は、介護保険被保険者証の写しを同封してください。

ご注意!

※この認定書は、確定申告用に限り使用できるものですので、確定申告をされない方は、取得の必要はありません。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は、確定申告時にこれらの手帳を提示(郵送の場合は写しを送付)すれば障がい者控除が受けられますので、この認定書を取得する必要はありません。

公共下水道への接続をお願いします

問 産業建設部都市整備課 ☎(57) 4 1 4 7
産 産業建設部産業課 ☎(57) 4 1 5 2

下水道管が整備された区域では、公共下水道に接続することが義務付けられています。未接続の世帯等は、速やかに接続を

してください。接続工事は、町の指定を受けた指定工事店に依頼して下さい。

井戸水を使用の方へ

公共下水道及び農業集落排水を使用の場合、使用人数1人につき1か月6立方メートルで算定します。

使用を始めてから変更はございませんか。使用料を算定する基準になりますので、次のようなときは、届出をしてください。
※使用人数に変更があるとき
※新たに上水道を使用するとき

野木町学校給食栄養士の募集

問 こども教育課 ☎(57) 4 1 8 2

町教育委員会では、町内小・中学校の学校給食に係る栄養士嘱託員を募集します。

募集期間

1月6日(水)～22日(金)
最終日は午後5時必着

提出書類

- ・履歴書(写真貼付)
- ・栄養士または栄養教諭免許写真
- ・運転免許証写真

勤務内容

- ・学校給食管理業務
- ・食に関する指導業務
- ・学校給食食物アレルギー対応に関する業務 等

勤務場所

町こども教育課

委嘱期間

4月1日～翌年3月31日

(継続あり・更新期間含め5年以内)

勤務時間

- ・午前9時30分～午後3時
- ・週5日以内、
- ・8月は勤務を要しない

・原則月曜日～金曜日

報酬 時給890円

年2回割増あり(初年度は1回)

手当 通勤手当(町条例による)

募集人員 1名

選考方法

書類・面接による選考

申込先

〒329-0195

教育委員会こども教育課
学校教育係

